

短期入所生活介護利用契約書

介護予防短期入所生活介護利用契約書

_____（以下、「利用者」という。）と、青葉台さくら苑（以下、「事業者」という。）は、利用者が特別養護老人ホーム青葉台さくら苑（以下、「ホーム」という。）における併設型短期入所生活施設で居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「短期入所生活介護計画」という。）は、別添『重要事項説明書』に定めるとおりとします。
- 3 利用者は、第13条に定める契約の終了事由がないかぎり、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。
- 2 短期入所生活介護計画は、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、利用者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画の変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、短期入所生活介護計画

の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

- 4 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、利用者に対して、食事、排せつ、入浴等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険の基準外サービス）

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 利用者に対する理美容サービス
 - 二 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
 - 三 その他
- 2 前項のサービスについて、その費用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は前項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として区市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって区市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割に滞在費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。

なお、本契約締結後、利用者において、低所得者に係る減免措置等が講じられた場合及び保険料納付第4段階以上の場合には、事業者への支払い金額が変わることがありますので、その都度、契約を改めて締結するものとします。

ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料をいったん事業者を支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)

- 3 第4条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者の日常生活上必要となる諸費用実績(おむつ代を除く。)を事業者を支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は利用日数に基づいて計算した金額を1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月26日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条(利用料金の変更)

- 1 前条第1項及び第2項に定めるサービスの利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は該当サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化や施設運営がやむを得ず窮状に陥る状況になった場合は、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の直近利用日前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第7条(事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作

成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求により、必要に応じ、これを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第8条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供する上で、知り得た利用者又はその家族等に関する事項は正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第四章 利用者の義務

第9条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生上等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 11 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 12 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 13 条（契約の終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 3 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 4 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 5 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 6 第 14 条から第 16 条に基づく本契約が解約又は解除された場合

第 14 条（利用者からの中途解約等）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この

場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者は、第6条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第5条第5項の規定は、本条に準用されます。

第15条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- 2 利用者による、第5条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第17条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 利用者は、第13条第二号から第六号により本契約による利用が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第3項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 利用者は、利用終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の利用終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第5条第6項を準用します。

第18条（残置物の引取等）

- 1 利用者は、本契約による利用が終了した後、利用者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約による利用が終了した後、利用者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後、2週間以内に残置物を引き取るものとします。
ただし、利用者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但書の場合を除いて、利用者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又は残置物引取人に引渡すものとします。
ただし、その引き渡しに係る費用は利用者又は残置物引取人の負担とします。
- 5 事業者は、利用者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第19条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、この契約に基づく第5条に規定する利用料その他一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。
- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように当施設に協力すること。
- ② 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置をとること。

第七章 その他

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項については、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

（利用者）

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を締結します。

住 所

氏 名

印

電話番号

（身元引受人）

私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所

氏 名

印

電話番号

(事業者)

当施設は、指定介護老人福祉施設事業所として、利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

所有地 東京都目黒区青葉台 3-21-6

電話番号 03-3791-3503

FAX 番号 03-3791-3504

名 称 社会福祉法人 三交会

特別養護老人ホーム 青葉台さくら苑

事業者番号 1371000298

代表者 理事長 田中 雅英 印